

弁護士があなたの街に伺います

無料出張講座

成年後見制度についてお話しします

市民グループが成年後見制度や相続・遺言について学びたい場合に、場所をご用意いただければ弁護士が無料で出張し、講演を行います

- 出張先は、多摩地域に限ります。
- 5人以上のグループ（老人会、町内会なども含みます）で、代表者がお申込みください。
- 講演時間は1時間半とさせていただきます。日時は2019年3月末日までの間で、担当弁護士とご相談の上、決めていただきます。
- 予定より多くのお申込みがあった場合は、お断りさせていただく場合もございます。
- 個別の法律相談はお受けいたしません。



ご存知ですか～成年後見制度～

認知症や障害などにより、自分ひとりで財産管理や契約をすることが難しい人について、**権利と暮らしを守る身近な制度**です。制度を利用するためには、家庭裁判所に審判を申し立てます。将来に向けて備えたい方には、任意後見制度があります。



お問い合わせ・お申込みは下記の電話へ

東京三弁護士会多摩支部 電話 042-548-3800